

令和3年2月14日
福島県
福島地方気象台

令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震に伴う 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった福島県の市町村等について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震により、福島県では、国見町、相馬市、新地町で震度6強、福島市、郡山市、郡山市湖南、須賀川市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、天栄村、南相馬市、広野町、檜葉町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町で震度6弱、白河市、二本松市、田村市、大玉村、鏡石町、泉崎村、中島村、矢吹町、玉川村、浅川町、小野町、いわき市、富岡町、葛尾村、飯舘村、猪苗代町で震度5強を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、これらの地域については、当分の間、福島県と福島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を、以下のとおり通常の基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

【通常基準の7割で運用する市町村等】

国見町、相馬市、新地町、福島市、郡山市、郡山市湖南、須賀川市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、天栄村、南相馬市、広野町、檜葉町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町

【通常基準の8割で運用する市町村】

白河市、二本松市、田村市、大玉村、鏡石町、泉崎村、中島村、矢吹町、玉川村、浅川町、小野町、いわき市、富岡町、葛尾村、飯舘村、猪苗代町

なお、大雨警報（土砂災害）の危険度分布^{*}についても、今回の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞り込みに活用いただけます。

また、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

^{*}<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html#area=313>

| | | |
|----------------|-----------------|------------------|
| 問合せ先：福島県土木部砂防課 | 担当：秋山 | |
| | 電話 024-521-7493 | FAX 024-521-7716 |
| 福島地方気象台 | 担当：泉 | |
| | 電話 024-534-0321 | FAX 024-534-0383 |

通常基準を暫定的に変更する市町村等（福島県）

